

Pコン運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社Prevision-Consultingが設置するPコン（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第6号に規定する生活介護の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定めるとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 前各項のほか、「さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第58号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 Pコン
- (2) 所在地 さいたま市中央区下落合2-6-5 OSビル2階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤1名）
サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行いうものとする。
- (3) 医師 1名（嘱託1名）
医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事す

る。

(5) 生活支援員 2名以上（常勤1名以上）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

定員 20人

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市とする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

(1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る。）
(2) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
(3) 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
(4) その他利用者の支援に関する事。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、前項の支払を受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けこができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（日額） 実費

ただし、各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、230円とする。

(2) 日用品に要する費用 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意

得なければならない。

- 4 第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第12条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により市町村が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第14条 事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針の明確化及びその周知
- (2) 相談及び苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) その他雇用管理上必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して障害福祉サービスの提供を受けられるよう、障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。

2 研修の機会は以下のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

3 訓練（シミュレーション）は年1回以上行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6か月に1回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上
訓練の実施 年1回以上

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、

次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待の防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

訓練の実施 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならぬ。

5 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する諸記録を文書により整備し、当該障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社Revision-Consultingと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。